

B 算定基準編

1. 算定構造の概要	61
2. 基本サービス費関連	63
3. 軽度者への貸与	66
4. (介護予防)福祉用具貸与費の日割計算	70
5. 他のサービスとの関係等	71
6. 特別地域加算など	72
7. 福祉用具の種目	76
(1) 福祉用具貸与：13品目	76
(2) 特定福祉用具販売：5品目	82
(3) 複合的機能を有する福祉用具の取扱い	83
参考：住宅改修	84
8. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出（加算届）	85

1. 算定構造の概要

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	
車いす	※	※	※	○	○	○	○	現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数
車いす付属品	※	※	※	○	○	○	○	
特殊寝台	※	※	※	○	○	○	○	
特殊寝台付属品	※	※	※	○	○	○	○	
床ずれ防止用具	※	※	※	○	○	○	○	
体位変換器	※	※	※	○	○	○	○	
手すり	○	○	○	○	○	○	○	
スロープ	○	○	○	○	○	○	○	
歩行器	○	○	○	○	○	○	○	
歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○	
認知症老人徘徊感知機器	※	※	※	○	○	○	○	
移動用リフト(つり具の部分を除く)	※	※	※	○	○	○	○	
自動排泄処理装置	※	※	※	※	※	○	○	
尿のみを自動的に吸引するもの	○	○	○	○	○	○	○	

○印：保険給付の対象

※印：原則として、保険給付の対象外（軽度者の給付要件に該当する場合のみ対象）

注5	特別地域(介護予防)福祉用具貸与加算 ※★	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
注6	中山間地域等における小規模事業所加算 ※★	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)
注7	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)

※：支給限度管理の対象外 ★：届出が必要

算定基準告示 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号〔最終改正 平成26年厚生労働省告示第87号〕）別表の11

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号〔最終改正 平成24年厚生労働省告示第91号〕）別表の11

留意事項通知 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）〔最終改正 平成24年3月16日〕第二9

指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老老発0317001老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）〔最終改正 平成24年3月16日〕第二11

2. 基本サービス費関連

(介護予防)福祉用具貸与費

当該事業所の所在地に適用される
1単位の単価で除して得た単位数

◎搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価されない（特別地域加算などの場合を除く）。

<<平成30年10月1日施行>>

◎1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与価格は、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下、貸与価格の上限）を超えないこととする。

→ 平成31年度以降、新商品についても3月に1度の頻度で同様の取り扱いとする。

→ 全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、平成31年度以降、おおむね1年度に1度の頻度で見直しを行う。

算定基準告示 …H12厚生省告示第19号別表の11

11 福祉用具貸与費（1月につき）

指定福祉用具貸与事業所（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。）において、指定福祉用具貸与（指定居宅サービス基準第193条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）を行った場合に、現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、**別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準**を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、・・・<以下略>

※厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準

（平成30年厚生等労働省告示第80号）【平成30年10月1日施行】

○ 厚生労働省告示第80

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）別表第1の指定福祉用具貸与イ及び別表第2の指定介護予防福祉用具貸与イの厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、**福祉用具貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこととする。**

※福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について

（平成30年老高発0322第1号）

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）及び厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）の規定に基づく「厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準」（以下、「基準」という。）については、平成30年3月22日厚生労働省告示第80号をもって交付されたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

1 基準の性格

基準においては、福祉用具貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額（以下、「貸与価格の上限」という。）を超えないこととしている。これを超えて福祉用具貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定しない。

2 運用に当たっての留意事項

- (1) 商品ごとの全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定については、平成30年10月から適用する。平成31年度以降、新商品についても3月に1度の頻度で同様の取り扱いとする。
- (2) 公表された全国平均貸与価格及び設定された貸与価格の上限については、平成31年度以降、おおむね1年度に1度の頻度で見直しを行う。
- (3) 全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定を行うにあたっては、月平均100件以上の貸与件数となったことがある商品について適用する。
- (4) (1)から(3)については、施工後の実態も踏まえつつ、実施していくこととする。

福祉用具購入費の支給

○指定特定福祉用具販売事業所から特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り、居宅介護福祉用具購入費が支給される。

○居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間（毎年4月1日からの12月間）において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具（当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。）を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給されない。

○ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。

○居宅介護福祉用具購入費の額は、現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の100分の90又は80に相当する額である。

○上限額は、介護予防福祉用具購入費支給限度基準額（10万円）から、当該介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間中に購入した特定福祉用具につき既に支給されたそれぞれの居宅介護福祉用具購入費の額に90分又は80分の100を乗じて得た額の合計額を控除して得た額である。

〔法第44条・施行令第17条・施行規則第70～73条（予防給付：法第56条・施行令第26条・施行規則第89～92条）、H12厚生省告示第34号〕

3. 軽度者への貸与

◎軽度者（要支援1・2、要介護1、自動排泄処理装置については要介護2、3を含む）に対する福祉用具の貸与については、自立支援に十分な効果を上げる観点から見て使用が想定しにくい以下の品目（対象外種目）に対しては、原則として算定できない。

◎ただし、厚生労働大臣が定める者（利用者等告示第31号のイ）については、基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、下表により居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）がその要否を判断する。

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ [H27告示94号・三十一]	厚生労働大臣が定める者のイ に該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に歩行が困難な者 (二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査1-7「3. できない」 —（注）
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に起きあがり困難な者 (二) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4「3. できない」 基本調査1-3「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3「3. できない」
エ 認知症老人 徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (一) 意思の伝達、介護者への反応記憶・理解のいずれかに支障がある者 (二) 移動において全介助を必要としない者	基本調査3-1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 (又は) 基本調査3-2～3-7のいずれか「2. できない」 (又は) 基本調査3-8～4-15のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書等において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 (一) 日常的に立ち上がりが困難な者 (二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 (三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査1-8「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —（注）
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く)	次のいずれにも該当する者 (一) 排便が全介助を必要とする者 (二) 移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6「4. 全介助」 基本調査2-1「4. 全介助」

(注) アの(二)、オの(三)については、該当する基本調査項目がないため、主治医から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより居宅介護支援（介護予防支援）事業者が判断することとなる。

なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこと。

◎また、次のA及びBの両方を満たす場合は、市町村が、書面等確実な方法により確認することによりその要否を判断する（具体的な手続き等は、保険者に要確認）。

- A 次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断されていること
- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示に該当する者
（例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
 - ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示に該当することが確実に見込まれる者
（例 がん末期の急速な状態悪化）
 - iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示に該当すると判断できる者
（例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）
- B サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されていること

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

〔福祉用具貸与〕

算定基準告示 …H12厚生省告示第19号別表の11

注4 要介護状態区分が要介護1である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び同告示第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。また、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者に対して、同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※厚生労働大臣が定める者〔H27告示94号・三十一〕

指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者
イ 次に掲げる福祉用具の種類に応じ、それぞれ次に掲げる者
<略> 表に記載

留意事項通知 …H12老企第36号第二9

(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら利用者等告示第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表〔＝前掲〕の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第1の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第31号のイに該当する者

(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)

ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当することが確実に見込まれる者

(例 がん末期の急速な状態悪化)

iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者

(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断さ

れる場合もありうる。

② 基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第1の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がない場合にあつては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

〔介護予防福祉用具貸与〕

算定基準告示 …H18厚生労働省告示第127号別表の11

注4 要支援者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第93号）第1項に規定する車いす、同告示第2項に規定する車いす付属品、同告示第3項に規定する特殊寝台、同告示第4項に規定する特殊寝台付属品、同告示第5項に規定する床ずれ防止用具、同告示第6項に規定する体位変換器、同告示第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器、同告示第12項に規定する移動用リフト及び同告示第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、指定介護予防福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者に対する場合については、この限りでない。

※厚生労働大臣が定める者〔H27告示94号・八十八〕

第三十一号に規定する者

留意事項通知 …H18老計発第0317001号等第二11

(2) 要介護1の者等に係る指定福祉用具貸与費

① 算定の可否の判断基準

要支援1又は要支援2の者（以下(2)において「軽度者」という。）に係る指定介護予防福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」（以下「対象外種目」という。）に対しては、原則として算定できない。

しかしながら利用者等告示第88号において準用する第31号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定介護予防福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

<以下略：福祉用具貸与と同旨>

〔平成18年4月改定関係Q & A (Vol. 2)〕

【問45】 利用者が、あきらかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合には、支給することは可能か。

（答） 一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。

4. (介護予防)福祉用具貸与費の日割計算

- ◎以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定し、該当しない場合は、月額包括報酬で算定
 ◎日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間(※)に応じた日数による日割り(具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定)

※サービス算定対象期間：月の途中で開始した場合は、起算日から月末までの期間
 月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間

<対象事由と起算日：福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与>

月途中の事由		起算日※2
開 始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	開始日
	・公費適用の有効期間開始	開始日
	・生保単独から生保併用への変更 (65歳になって被保険者資格を取得した場合)	資格取得日
終 了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合(ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。)	中止日
	・公費適用の有効期間終了	終了日

- ※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
 なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
- ※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

<上記出所資料>介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(その5)(平成30年3月6日事務連絡)
 「I-資料9 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用」を編集したもの

【介護報酬等に係るQ&A Vol.2(H15.6.30)】

【問】 月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

(答) 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、歴月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び当該中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者による給付管理が適切になされるよう、その算定方法を運営規定に記載する必要がある。

なお、介護給付明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

5. 他のサービスとの関係等

◎利用者が、次のサービスを受けている間は、算定できない。

福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与
特定施設入居者生活介護（※）	介護予防特定施設入居者生活介護（※）
認知症対応型共同生活介護（※）	介護予防認知症対応型共同生活介護（※）
地域密着型特定施設入居者生活介護（※）	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

（※）短期利用を除く

〔福祉用具貸与〕

算定基準告示 ……H12厚生省告示第19号別表の11

注5 特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は、算定しない。

〔介護予防福祉用具貸与〕

算定基準告示 ……H18厚生労働省告示第127号別表の11

注5 介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は、算定しない。

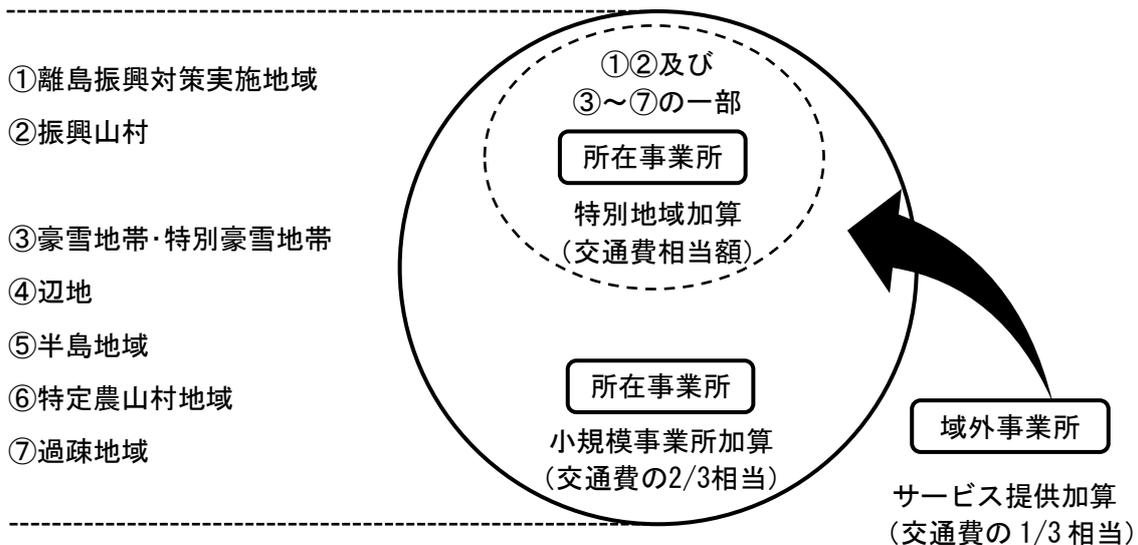
6. 特別地域加算など

[支給限度額管理の対象外]

特別地域(介護予防)福祉用具貸与加算 [要届出]	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される 1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の100/100を限度)
-----------------------------	---

◎特別地域に所在する事業所からのサービス提供について、提供を開始する月に算定できる。

【参考】特別地域加算等の対象イメージ(具体的な対象地域は、県ホームページに掲載)



(注) いずれも福祉用具貸与を開始する月に算定

<交通費の算出方法(共通)>

- 最も経済的な通常の経路及び方法(航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級)による交通費とすることを基本
- 実費(空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代(運送業者を利用して運搬した場合はその利用料))を基礎
- 複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出

<交通費の価格体系の設定等(共通)>

- 交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくこと
- 運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明すること
- 当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類(領収書等)を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存すること

〔福祉用具貸与〕介護予防福祉用具貸与も同様

算定基準告示 …H12厚生省告示第19号別表の11

注1 搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合には、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。）の通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第200条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。以下同じ。）において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

※厚生労働大臣が定める地域〔H12告示24号〕（略記・本県関係分のみ掲載）

- ・離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項）
- ・振興山村（山村振興法第7条第1項）
- ・豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項）及び特別豪雪地帯（同条第2項）、辺地（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項）、過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項）その他の地域のうち、人口密度が希薄であること、交通が不便であること等の理由により、指定居宅サービス等の確保が著しく困難であると認められる地域であって、厚生労働大臣が別に定めるもの〔H12告示59号〕

留意事項通知 …H12老企第36号第二9

(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。

① 交通費の算出方法について

注1から注3までに規定する「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は、最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は、最も安価な階級）による交通費とすることを基本として、実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃、水路で運搬又は移動する場合には船賃、陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし、複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬又は移動を行う場合における交通費の実費を勘案して、合理的に算出するものとする。

② 交通費の価格体系の設定等について

指定福祉用具貸与事業者は、交通費の額及び算出方法について、あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し、運営規程に記載しておくものとする。なお、指定福祉用具貸与事業者は、運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに、当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録として保存するものとする。

③ 注1に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について

複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。

中山間地域等における小規模事業所加算 [要届出]	交通費に相当する額の2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の2/3を限度)
-----------------------------	---

◎中山間地域等(特別地域加算の対象地域を除く)に所在する小規模事業所からのサービス提供(利用者への事前説明と同意が必要)について、提供を開始する月に算定できる。

指定福祉用具貸与事業所	1月当たりの実利用者数が15人以下
指定介護予防福祉用具貸与事業所	1月当たりの実利用者数が5人以下

※実利用者数は前年度(3月を除く)の1月当たりの実利用者数(毎年度末に要確認)
 ※前年度の実績が6月に満たない事業所については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数(平均実利用者数については、毎月ごとに記録し、所定の人数を上回った場合については、直ちに加算廃止の届出を提出すること)

[福祉用具貸与] 介護予防福祉用具貸与も同様(15人以下→5人以下)

<p>算定基準告示 …H12厚生省告示第19号別表の11</p> <p>注2 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあつては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 [H21告示83号・一] (略記)</p> <p>下記のうち特別地域加算の対象地域を除く地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項)及び特別豪雪地帯(同条第2項) ・辺地(辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項) ・半島振興対策実施地域(半島振興法第2条第1項) ・特定農山村地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項) ・過疎地域(過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項) <p>※厚生労働大臣が定める施設基準 [H27告示96号・二十五]</p> <p>1月当たり実利用者数が15人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。</p>
<p>※厚生労働大臣が定める施設基準 [H27告示96号・八十三]</p> <p>1月当たり実利用者数が5人以下の指定介護予防福祉用具貸与事業所であること。</p>
<p>留意事項通知 …H12老企第36号第二9</p> <p>(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>①②<前述></p> <p>④ 注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定福祉用具貸与事業所が複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の2に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の2に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。</p> <p>なお、実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。また、当該加算を算定する事業所は、その旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。</p> <p>備考：H21改正新設</p>

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	交通費に相当する額の1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の1/3を限度)
------------------------	---

◎中山間地域等に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供を行った場合、提供を開始する月に算定できる。

◎この加算を算定する場合は、通常の事業の実施地域を越えた場合の交通費は徴収できない。

[福祉用具貸与] 介護予防福祉用具貸与も同様

<p>算定基準告示 …H12厚生省告示第19号別表の12</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の1に相当する額を限度として所定単位数に加算する。</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域 [H21告示83号・二] (略記・本県関係分のみ掲載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興対策実施地域 (離島振興法第2条第1項) ・ 豪雪地帯 (豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項) 及び特別豪雪地帯 (同条第2項) ・ 辺地 (辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項) ・ 振興山村 (山村振興法第7条第1項) ・ 半島振興対策実施地域 (半島振興法第2条第1項) ・ 特定農山村地域 (特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項) ・ 過疎地域 (過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項)
<p>留意事項通知 …H12老企第36号第二9</p> <p>(1) 事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱いは、以下のとおりである。</p> <p>①②<前述></p> <p>⑤ 注3に規定する別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について</p> <p>複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には、保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の3分の1に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において、交通費の額が当該3分の1に相当する額に満たないときは、当該交通費を合理的な方法により按分して、それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお、当該加算を算定する利用者については、指定居宅サービス基準第197条第3項第1号に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>備考：H21改正新設</p>

7. 福祉用具の種目 (1) 福祉用具貸与：13品目

(H11告示93号＝貸与告示、H12老企34号から)

1	車いす
自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。	

貸与告示第1項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

① 自走用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が大径車輪であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

② 普通型電動車いす

日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあつては、車いす本体の機構に応じて①又は③に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

③ 介助用標準型車いす

日本工業規格(JIS)T9201:2006のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

また、日本工業規格(JIS)T9203:2010のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの(前輪が中径車輪以上であり後輪がキャストのものを含む。)をいう。

2	車いす付属品
クッション、電動補助装置等であつて、車いすと一体的に使用されるものに限る。	

貸与告示第2項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

① クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

② 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であつて、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

③ テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

④ ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

3 特殊寝台

サイドレールが取り付けられているもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

- 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能
- 二 床板の高さが無段階に調整できる機能

貸与告示第3項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

4 特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

貸与告示第4項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

①サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

②マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

③ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

④テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

⑤スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

⑥介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。

ただし、購入告示第3項第7号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

5 床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット
- 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

貸与告示第5項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。
- ② 水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

6 体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限る、体位の保持のみを目的とするものを除く。

貸与告示第6項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。

ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

H21改正等に伴う実施上の留意事項（H21老振発第0410001号）〈抄〉

今般、解釈通知の改正により、仰臥位から座位への体位の変換を行えるものを給付対象に含めることとしたものである。ただし、安全性の確保のため、転落等が予想されるベッド上での使用や、当該福祉用具が設計上想定しない場面での使用は行わない等の留意が必要である。

7 手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

貸与告示第7項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記4（特殊寝台付属品）の③に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第一号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となることである。

- ① 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。
- ② 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

8 スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

貸与告示第8項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第二号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

9 歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

- 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの
- 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

貸与告示第9項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状態等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

10 歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11 認知症老人徘徊感知機器

介護保険法第5条の2に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。

H21改正等に伴う実施上の留意事項（H21老振発第0410001号）〈抄〉

貸与告示第11項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」については、解釈通知において、「屋外へ出ようとした時又は屋内のある地点を通過したときに家族、隣人等へ通報するもの」

を対象としているところであるが、今般、検討会での議論を踏まえ、「ベッドや布団等を離れた時に通報する」ものについても、「屋内のある地点を通過した時に」の解釈に含まれ、給付対象であることと整理したものである。

12 移動用リフト(つり具の部分を除く。)

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)

貸与告示第12項に掲げる「移動用リフト」とは、次の各号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり(つり具の部分を除く。)、住宅の改修を伴うものは除かれる。

①床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的の場所に人を移動させるもの。

②固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

③据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの(エレベータ及び階段昇降機は除く。)

H21改正等に伴う実施上の留意事項(H21老振発第0410001号)〈抄〉

階段移動用リフトについては、転落等の事故の防止に留意しなければならないこと及び使用にあたっては主に利用者の家族、訪問介護員等(以下「利用者の家族等」という。)によって操作されることが想定されるため、利用者の家族等によって安全に使用されなければならないことから、階段移動用リフトを指定福祉用具貸与又は指定介護予防福祉用具貸与(以下「指定福祉用具貸与等」という。)として提供する場合には、次に掲げる手続き等を経ること。

- (1) 指定福祉用具貸与等の提供を行おうとする福祉用具専門相談員が、階段移動用リフトの製造事業者等が実施している講習を受講し、かつ、当該講習の課程を修了した旨の証明を受けていること。
- (2) 福祉用具専門相談員が、サービス担当者会議等を通じて、利用者の家族等に対し、利用者の家族等の心身の状況及びその置かれている環境に照らして、階段移動用リフトの適切な使用のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じていること。
- (3) 福祉用具専門相談員は、介護支援専門員又は担当職員(以下「介護支援専門員等」という。)が居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)に指定福祉用具貸与等として階段移動用リフトを位置付ける場合にあっては、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項等について十分な説明を利用者の家族等に行った上で、実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行い、専門的な見地から安全性に十分に配慮してその要否を判断し、責任をもって提供を行うこと。
- (4) 指定福祉用具貸与事業所等は、階段移動用リフトの見やすい場所に使用にあたっての留意事項等を掲示し、利用者の家族等に対し、安全性に関する情報の提供を行うこと。

なお、車いすに装着等することにより一体的に使用するもので、車いす付属品として同様の機能を有するものについても、安全性の確保について同様に留意する必要がある。

13 自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）。

貸与告示第13項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。

7. 福祉用具の種目 (2) 特定福祉用具販売：5品目

(H11告示94号＝購入告示、H12老企34号から)

1	腰掛便座 次のいずれかに該当するものに限る。 ①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの(腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。) ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器(水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。) 但し、設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
2	自動排泄処理装置の交換可能部品 自動排泄処理装置の交換可能部品(レシーバー、チューブ、タンク等)のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。
3	入浴補助用具 座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 ①入浴用椅子 …座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。 ②浴槽用手すり …浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。 ③浴槽内椅子 …浴槽内に置いて利用することができるものに限る。 ④入浴台 …浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。 ⑤浴室内すのこ …浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。 ⑥浴槽内すのこ …浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。 ⑦入浴用介助ベルト …居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。
4	簡易浴槽 空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの(硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。)であって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。
5	移動用リフトのつり具の部分 身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

7. 福祉用具の種目 (3) 複合的機能を有する福祉用具の取扱い

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

- ① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。
- ② 区分できない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。
- ③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

参考：住宅改修

(H11告示95号＝住宅改修告示、H12老企34号から)

1 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。

なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。

2 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。

ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」又は購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。

また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。

3 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。

4 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

5 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。

ただし、購入告示第1項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。

また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。

さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。

6 その他1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

それぞれ以下のものが考えられる。

①手すりの取付け	手すりの取付けのための壁の下地補強
②段差の解消	浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
③床又は通路面の材料の変更	床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備
④扉の取替え	扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
⑤便器の取替え	便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更